



訪問看護のご案内

令和3年4月1日 現在

訪問看護の目的・特徴

■訪問看護の目的

看護師・理学療法士・作業療法士がご自宅に訪問し、利用者様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し心身の機能の維持回復が出来るように総合的な支援に努めます。
また、地域のニーズに応えられるような訪問看護を目指します。

■特徴

- 看護・リハビリ連携のもと心身状態の改善を図り、その人らしい生活が送れるように支援いたします。
- 認知症・精神疾患への看護
- 介護職員等医療的ケア第3号指導者養成講習修了
- 小児訪問看護受け入れに向けての取り組み(令和2年度医療的ケア児等養成研修終了)

訪問看護の内容

- ① 病状・傷害の観察(バイタルサイン・血糖値など)
- ② 清潔の保持(清拭・洗髪・病状をみながらの入浴・フットケアなど)
- ③ 食事・栄養に関すること
- ④ 排泄(尿・便)のコントロールと管理
- ⑤ 褥瘡の予防・処置及び皮膚ケア
- ⑥ 服薬指導及び管理
- ⑦ リハビリテーション(理学療法士・作業療法士・看護師など)
- ⑧ ターミナル看護(一般・がん患者)
- ⑨ 認知症患者および精神科患者の看護
- ⑩ 療養生活や介護方法の相談・指導
- ⑪ 精神的支援
- ⑫ 福祉用具・住宅改造の相談
- ⑬ 注射カテーテルなどの管理
- ⑭ 医師の指示による医療処置
- ⑮ その他病院における看護…など

ブライトステージ訪問看護へのお問い合わせ

■事業所番号 0370103277

■ご利用日時・職員の状況

営業日 月～金 8:30～17:30

職員 看護師・理学療法士・作業療法士

■受付

管理者 吉田 香織 電話019-625-2001(事業所代表)

訪問看護 介護保険によるご利用料金表

■介護保険による訪問看護・介護予防訪問看護の場合(1回につき)

基本料金 (1回)

基本ご利用料金		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	要介護	313単位	313円	626円	939円
	要支援	302単位	302円	604円	906円
30分未満	要介護	470単位	470円	940円	1,410円
	要支援	450単位	450円	900円	1,350円
30分以上1時間未満	要介護	821単位	821円	1,642円	2,463円
	要支援	792単位	792円	1,584円	2,376円
1時間以上1時間30分	要介護	1,125単位	1,125円	2,250円	3,375円
	要支援	1,087単位	1,087円	2,174円	3,261円
理学療法士等による訪問 20分ごと	要介護	293単位	293円	586円	879円
	要支援	283単位	283円	566円	849円



加算料金 (1か月)

加算ご利用料金	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算	6単位/回	6円/回	12円/回	18円/回
緊急時訪問看護加算	574単位/月	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算	①250単位/月	250円	500円	750円
	②500単位/月	500円	1,000円	1,500円
ターミナルケア加算	2,000単位/月	2,000円	4,000円	6,000円
初回加算	300単位/初回の月	300円	600円	900円

※ 早朝・夜間・深夜加算・複数名の看護師による訪問時の加算などがあります。

※ 理学療法士等による訪問は1週間に120分までとなります。

また、1日3回以上(60分以上)の場合は介護で90/100、予防では50/100で算定します。

※ 予防は開始から12か月を超えた場合、1回につき5単位減算になります。

訪問看護 医療保険による利用料金表

■医療保険による訪問看護の場合(1日1回)

下記の料金は医療保険利用時となりますので、1～3割の負担となります。(医療保険によります) また、下記料金は10割として表記していますので、基本料金と訪問看護管理療養費を合算した利用料の1～3割の負担となります。

ご利用料金		
訪問看護基本療養費 (I) 看護師・PT・OTの訪問	週3日まで	5,550円
	週4日以上	6,550円
精神科訪問看護基本療養費 (I)	週3日まで	
	30分未満	4,250円
	30分以上	5,550円
	週4日以上	
	30分未満	6,550円
	30分以上	5,100円



訪問看護管理療養費		
1ヶ月	初日	7,440円
	2日～	3,000円

加算ご利用料金		
1ヶ月	24時間対応体制加算	6,400円
	特別管理加算	2,500円
		5,000円

※ 加算の条件や内容についてはお問い合わせください。

※ 回数は原則として週3回までとなります。難病や急性憎悪などの場合は、回数制限はありません。

※ 外出時同行や入院中外泊の訪問は実費となります。

※ 傷などの手当てに使用する消耗品は実費となります。